WEB版

協会けんぽに加入している日本郵政グループ社員の皆さまへ

ゆうせい共済特別号

Vol.3 | 2022年5月2日 掲載

「ゆうせい共済特別号WEB版」 直近に発行されたゆうせい共済特別号の冊子に掲載された記事について、より詳しい内容を掲載したものです。

皆さまの

2022年10月より 健康保険証が変わります！

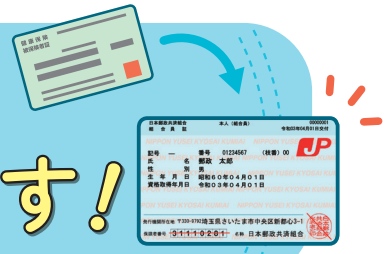

前回までのお知らせ

「ゆうせい共済特別号Vol.1」(3/31発行)では、現在「協会けんぽ」に加入している皆さまが2022年10月以降に「日本郵政共済組合の組合員」となることを、Vol.2(WEB版)では、日本郵政共済組合へ加入となる背景や2022年度の健康診査についてのお願い等をお知らせしました。

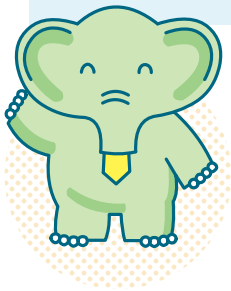

ゆうせい共済特別号Vol.1、Vol.2は
日本郵政共済組合ホームページ(特設ページバナー)から確認出来ます！

「日本郵政共済組合員」になって加入する健康保険が変わるから
健康保険証も2022年10月から変更になるんだね！

今回のお知らせ

- 組合員及び被扶養者になるための手続き方法等

今回も
ゆうせい共済特別号
Vol.1のさらに詳しい
情報をお届けします！

CHECK!

組合員証等 日本郵政共済組合の組合員になると、共済組合から組合員証等が交付されます。(被扶養者に認定されると、「被扶養者証」が交付されます)組合員証等は、組合員やその被扶養者であるという証明で、病院・診療所の窓口へ提示すれば、診療や薬の給付を受けることができます。

被扶養者 主として組合員の収入によって生計を維持しており、日本郵政共済組合が被扶養者として認定した家族の方です。日本郵政共済組合の被扶養者になることができる要件や範囲はP3 ～ P4をご覧ください。

これまで協会けんぽで利用していた「健康保険証」は、日本郵政共済組合に加入後、「組合員証」「被扶養者証」という名称になります。
なお、「被扶養者証」の発行には、手続きが必要な方もいます。
詳細はP2以降をご覧ください。

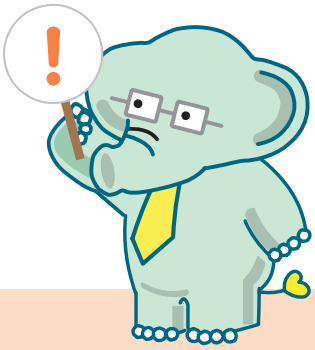

組合員及び被扶養者になるための手続き方法等

●扶養するご家族がいない方 ▶▶ ☑ 手続きは不要です

2022年10月より共済組合から組合員証が発行されますので、お手元に届くまでお待ちください。
なお、組合員証は皆さまのご自宅ではなくお勤め先へ10月20日頃に到着の予定です。

●扶養するご家族がいる方 ▶▶ ☑ 手続きが必要となる場合があります

協会けんぽの被扶養者で、協会けんぽから日本郵政共済組合への被扶養者データの提供に同意いただける方は、原則、被扶養者となるためのお手続きは不要です。
2022年10月より共済組合から組合員証及び被扶養者証が発行されますので、お手元に届くまでお待ちください。
なお、組合員証及び被扶養者証は、ご自宅ではなくお勤め先へ10月20日頃に到着の予定です。

●今後の手続きの流れ

- **2022年6月**
  「協会けんぽからの被扶養者データの提供に関する同意」のご案内
- **2022年8月**
  ご家族を被扶養者とする場合の注意事項のご案内
- **2022年9月**
  9月末までに申請書を日本郵政共済組合指定の送付先へご提出
  (お手続きが必要な場合については、8月の特別号で周知いたします。)
- **2022年10月**
  10月1日　健康保険証切り替え
  [協会けんぽから日本郵政共済組合に加入]
- **2022年11月~**
  共済組合の被扶養者の要件を満たしているかの確認

⚠ 注意

協会けんぽと共済組合では被扶養者の認定条件に違いがあるため、2022年度内に改めて被扶養者の要件を満たしているかの確認をさせていただきます。確認に関する詳細等については、8月以降にホームページやゆうせい共済特別号でお知らせいたします。

日本郵政共済組合の被扶養者の要件や範囲については、次のページで説明するよ！

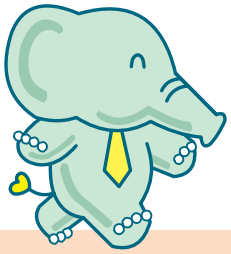

ご確認ください

日本郵政共済組合の被扶養者の要件や範囲は以下の通りです。

日本郵政共済組合の被扶養者の要件

被扶養者として認定され、その被扶養者証の発行を受けるためには、主として組合員の収入によって生計が維持されていることを前提に「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」により、次の❶～❺すべての要件を満たす必要があります。

❶ 認定対象者 (※) は、日本国内に住民票があること。

⇒国内に住民登録があることです。

❷ 認定対象者は被扶養者の範囲内（三親等内の親族）で同居・別居の要件を満たすこと。

⇒P4の図と表をご覧ください。

❸ 認定対象者の収入が基準額未満であること。

⇒・年額130万円未満（月額108,334円未満）
・障害年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者は年額180万円未満（月額150,000円未満）
・雇用保険を受給している場合は日額3,612円未満（障害年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者は日額5,000円未満）

なお、収入の種類によって基準額が異なります。

ここでの年額とは、被扶養者として認定する事由が発生した時点から将来にわたっての1年間（12か月）の収入のことであり、年末調整や確定申告等の収入の期間である、1月1日から12月31日までの1年間の収入ではないことに注意してください。

例）4月1日認定の場合、4月1日～翌年の3月31日までの1年間となります。

❹ 組合員が認定対象者の扶養義務を負っていること。

⇒扶養義務を負っている者が複数いる場合、年間収入（年額）を比較し、収入が高い方の被扶養者とすることが原則です。

❺ 認定対象者が他の健康保険に加入していないこと。

※被扶養者となる家族のこと

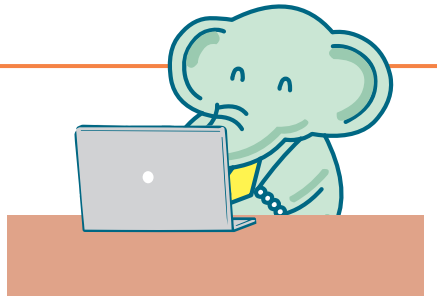

各項目のさらに詳しい説明はこちら
（日本郵政共済組合ホームページのトップページ「被扶養者が増えた（認定）」）を
クリックして確認できます！

被扶養者の範囲

組合員と同一世帯に属する必要のない者	組合員と同一世帯に属する必要がある者
❶ 配偶者（内縁関係を除く）	❺ ❶～❹以外の三親等内の親族
❷ 子・父母（※1）	❻ 組合員と内縁関係にある配偶者及びその父母並びにその子（※2）
❸ 孫・祖父母（※1）	
❹ 兄弟姉妹（※1）	

※1 養子縁組によるものも含む　※2 その配偶者の死亡後も同じ

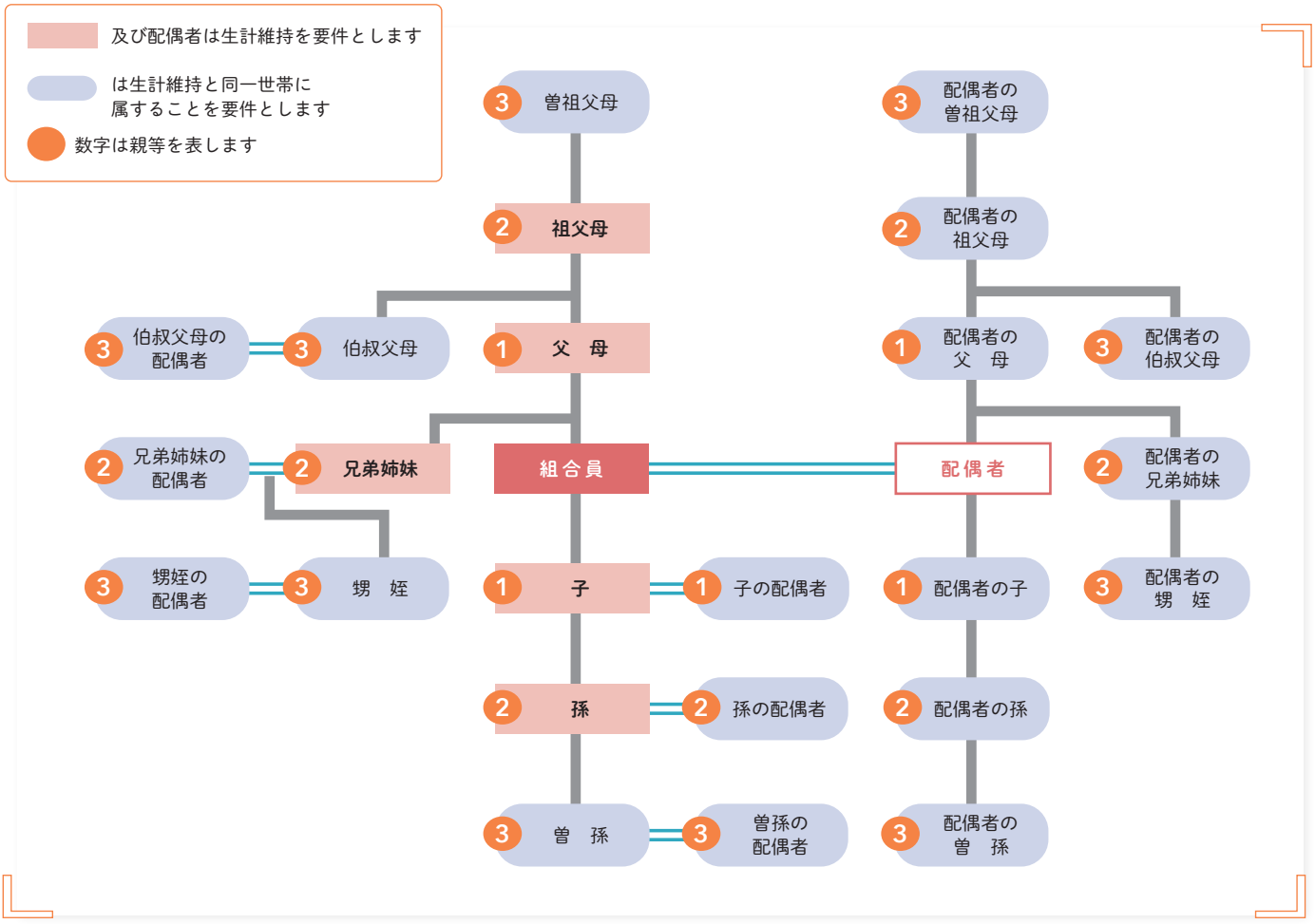

次号予告

ゆうせい共済特別号 冊子（Vol.4）　傷病手当金等各種給付金の紹介／共済掛金制度の概要／組合員証・被扶養者証等の概要

6月30日 冊子にて発行予定

※発行日は前後する可能性がございます。予めご了承ください。前後する際にはホームページにて改めて発行日をお知らせいたします。